平成２３年（フ）第１６０号
山口県周南市瀬戸見町10番２―207号
債務者　林　　健児
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１６４号
山口県周南市大字徳山8406番地の１県営住宅１―401号
債務者　田中　敦子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第８３４号
神戸市兵庫区福原町15番14号　大谷ビル303、従前の住所神戸市兵庫区上沢通７丁目５番６―301号
債務者　野口　一也
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１７６号
神戸市須磨区横尾９丁目２番地２号棟107号、従前の住所神戸市須磨区妙法寺字牛ノ子1000番地の１
債務者　鍵本千恵乃
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２０８号
神戸市須磨区白川台１丁目35番地の２　市住４―104号
債務者　中田　雅子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２８３号
神戸市須磨区若草町３丁目２番地の15
債務者　中山貴美子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３１５号
神戸市灘区大和町３丁目１番18号　ジークレフ徳井301
債務者　山口佐枝子（旧姓高尾）
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３２９号
神戸市長田区房王寺町３丁目４番３―909号
債務者　吉田　義光
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９８号
長崎県島原市南崩山町丁2819番地　魚見団地Ａ―102、前住所長崎県島原市親和町丁2615番地１
債務者　福島　賀葉
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第２７０号
長崎県佐世保市江上町4848番地１　医療法人佐世保同仁会サンレモリハビリ病院、住民票上の住所長崎県佐世保市黒髪町40番６号　１Ｆ右
債務者　岡　　博
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２８０号
長崎県東彼杵郡波佐見町長野郷733番地　協和団地Ⅰ―４、旧住所長崎県東彼杵郡波佐見町長野郷512番地１　ハミング三森Ⅱ202
債務者　木村　　恵
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第６６２号
熊本市帯山８丁目６番38―302号、前住所熊本市長嶺西１丁目６番40―３号
債務者　梅山　宏幸
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６７８号
熊本市清水万石４丁目８番16―203号
債務者　徳永　靖子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７３９号
熊本市南坪井町８番25号
債務者　石橋　武志
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１６９号
鹿児島県志布志市志布志町帖3241、住民票上の住所鹿児島県志布志市志布志町夏井671番地
債務者　松下　和幸
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
鹿児島県志布志市志布志町帖3241番地、住民票上の住所鹿児島県志布志市志布志町夏井671番地
債務者　松下トモ子（旧姓江口）
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１７８号
鹿児島県鹿屋市新生町13番11号　前原コーポ205号
債務者　上谷田健三
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係